

第4章 権限のない者への預金の払戻し、および、権限のない者が行なう振込

山田 誠 一

1 問題の所在

従来、届出印鑑と通帳または証書により、金融機関から預金の払戻しが行なわれていた状況のもとでは、盗難印鑑、および、盗難通帳または盗難証書を用いて行なう無権限者による払戻請求に応じて、金融機関が預金の払戻しをした場合、預金者と金融機関との間の法律関係は、民法478条にもとづいて解決が図られてきた。また、近時、ATMにおいて、届出暗証番号を用いて、キャッシュカードまたは通帳により預金の払戻しを行なうことができるようになった状況のもとでは、盗難キャッシュカード、または、盗難通帳を用いて行なう無権限者のATM操作にもとづいて、金融機関が預金の払戻しをした場合、預金者と金融機関との間の法律関係は、同じく、民法478条にもとづいて解決が図られていた。しかし、さらに、ATM操作にもとづく金融機関の預金の払戻しについては、偽造キャッシュカードによるものが行なわれるに至り、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（平成17年8月10日法律94号）（以下「預金者保護法」という。）が成立した。預金者保護法は、盗難キャッシュカードによる無権限者に対する預金の払戻しについては、民法478条にもとづく解決を行なうことを前提としつつ、一定の場合に、金融機関が預金者に対して補てん義務を負う旨を定める（5条）とともに、偽造キャッシュカードによる無権限者に対する預金の払戻しについては、民法478条の適用がない旨を定めた（3条）うえで、一定の場合に、金融機関が預金債務を免れる旨を定めた（4条）。

他方、振込については、振込依頼人が、仕向銀行に対して、振込先を誤って振込指図をした結果、振込依頼人との間で振込の原因となる法律関係のない受取人の被仕向銀行における口座に当該振込指図にもとづく入金記帳が行なわれた場合に、関係当事者間の法律関係はどのようなものとなるかが問題となった。そのような事案について、受取人の被仕向銀行に対する預金債権が成立するとの見解を示した最高裁判決（最判平成8年4月26日民集50巻5号1267

頁⁽¹⁾を機縁にして、広く検討が行なわれている。さらに、これとは別の最高裁判決（最判平成15年3月12日刑集57巻3号322頁⁽²⁾）が、同様の事案について、受取人が被仕向銀行から預金を払い戻したことについて、詐欺罪の成立を認めたことにより、二つの最高裁判決の間に、実質的には、抵触矛盾が生じているのではないかという指摘が行なわれた。そこで、詐欺罪が成立するような場合に、受取人は被仕向銀行に対する預金債権を取得するのか、仮に、取得するとしてもその預金の払戻請求権の行使は、権利濫用として、許されないのではないかについて、議論が展開されるに至った。

このような状況のもとで、盗難通帳（甲通帳）によりある預金口座（甲口座）から預金の払戻しをした無権限者が、払戻しをした預金者になりすまし別の預金口座（乙口座）に振込を行ない、その振込先である乙口座からも、同一の者が無権限でありながら盗難通帳（乙通帳）により預金の払戻しをするという事件が起きた。2件の無権限の預金の払戻し（甲口座からの払戻し、および、乙口座からの払戻し）が行なわれたものである。したがって、それぞれの無権限の払戻しについて、民法478条、および、預金者保護法により、それぞれの預金者と払戻しをした金融機関との間の解決が図られることがまず考えられる。ところが、2件の無権限の預金の払戻しの間に、振込が介在していることに着目して、当該振込の被仕向銀行は、その受取人が預金（乙口座の預金）の払戻しを求めて訴えを提起した訴訟において、民法478条による免責の主張とともに、当該振込が原因となる法律関係のない振込であることを理由として、預金の払戻しが権利濫用にあたるとする主張をした。そこで、最高裁判決（最判平成20年10月10日民集62巻9号2361頁・金法1857号51頁）は、この事件について、当該振込が原因となる法律関係のないものと判断したうえで、そのことにかかわらず、受取人の被仕向銀行に対する預金債権は成立したと判断し、当該振込が原因となる法律関係のないことにより、受取人の預金の払戻請求が権利濫用にあたるとする主張は認められないと判断した。

ここで、注目すべきは、振込先を誤って振込指図が行なわれた結果、原因となる法律関係のない振込が行なわれた事案と、盗難通帳である他人の通帳を無権限で支配している者が、その

-
- (1) 本判決は、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である」との見解を明らかにした。判例解説として、大坪丘・最高裁判所判例解説民事篇平成8年度364頁、岩原紳作・金融法務事情1460号11頁、同・民法判例百選Ⅱ（第6版）142頁、野村豊弘・法学教室198号別冊判例セレクト24頁、川田悦男・金融法務事情1452号4頁などがある。
 - (2) 本判決は、「誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たり、また、誤った振込みの有無に関する錯誤は同罪の錯誤に当たるといふべきであるから、錯誤に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する」との見解を明らかにした。判例解説として、宮崎英一・最高裁判所判例解説刑事篇平成15年度112頁がある。

通帳にかかる預金口座から自ら払戻しをするために、その預金口座を振込先として振込指図を行なう事案との相違である。以下では、この相違を手がかりにしながら、権限のない者が行なう振込があった場合の関係当事者の法律関係を検討することにした。そこで、そのための準備として、まず、権限のない者への預金の払戻しについての状況を概観することとし(2)、そのうえで、権限のない者が行なう振込について検討を行なうこととする(3)。

2 権限のない者への預金の払戻し

(1) 窓口での預金の払戻し

窓口での預金の払戻しについては、民法478条および普通預金規定等によって解決が図られている。従来の普通預金規定は、次のようなものであった。「8(印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名・暗証)を届出の印鑑(または署名鑑・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません」⁽³⁾。

これに対して、平成10年代に、盗難通帳を用いた権限のない者への預金の払戻しがあった場合における預金者と金融機関との紛争が多発し、それとともに、この時期には、裁判例が多数ある⁽⁴⁾。そのなかに、例えば、次のような2件の高裁判決がある。

まず、東京高判平成16年3月17日金判1193号4頁⁽⁵⁾は、預金者が原告となり、被告である金融機関に対して普通預金の払戻しを求めて訴えを提起した事案である。被告は、被告の普通預金規定(上記の普通預金規定8(印鑑照合等)と同様のもの)の適用または債権の準占有者に対する弁済(民法478条)を主張して、盗難通帳を用いた権限のない者への払戻しは、債権の準占有者に対する弁済として有効であると主張した。第1審判決(横浜地判平成15年9月26日金判1176号2頁)は、被告の過失を認め、原告の請求を認容した。本判決は、被告には過失がないとし、債権の準占有者に対する弁済として有効であると判断し、第1審判決を取り消し、原告の請求を棄却した。本判決は、被告の過失についての判断において、払戻請求者が担当者の面前で預金者の住所、電話番号を誤りなく記載したこと、払戻金の用途について株式の購入代金であると答えたことなどにもとづいて、過失がないと判断した。

(3) 『法律基礎コース別冊 預金等各種規定集(2005.4)』20頁参照。

(4) 山下友信「盗難預金通帳による預金払戻問題」『最近の預金口座取引をめぐる諸問題(金融法務研究会報告書(12))』39-47頁参照。また、野村豊弘「預金の払戻しと銀行の免責」『預金債権の消滅等に係る問題(金融法務研究会報告書(19))』56頁も参照。

(5) 山下・前掲注(4)44頁も参照。

次に、東京高判平成16年1月28日金判1193号13頁⁽⁶⁾は、預金者が原告となり、被告である金融機関に対して普通預金の払戻しと、定期預金の払戻しを求めて訴えを提起した事案である。被告は、債権の準占有者に対する弁済による債権の消滅、および、被告の普通預金規定（上記の普通預金規定8（印鑑照合等）と同様のもの）（普通預金について）または定期預金規定（上記の普通預金規定8（印鑑照合等）と同様のもの）（定期預金規定について）による免責を主張した。なお、定期預金の払戻しは、期限前解約によるものであった。第1審判決（横浜地判平成15年7月17日金判1176号21頁）は、定期預金の払戻しの訴えについて、被告に過失はないと認めることはできないとして、原告の請求を認容し、普通預金の払戻しの訴えについて、被告に過失はないと認めて、原告の請求を棄却した。原告と被告が控訴した。本判決は、いずれの控訴も棄却した。これらは、いずれも、民法478条が債権の準占有者に対する弁済が効力を有するための要件とする無過失について、払戻事務を行なう金融機関窓口の担当者の具体的な行為に着目して判断しようとするものである（例えば、住所、電話番号の記載を求め、それが正しく記載されたこと）。他方で、副印鑑のある通帳を廃止または回収しなかったことのように金融機関が取引について設けるシステムに着目して判断しようとはしていないという指摘がある⁽⁷⁾。

（2） 権限のない者への預金の払戻しがあった後の法律関係

これらに関連する問題として、預金者と、無権限で預金の払戻しを受けた者との間の法律関係がある。この点については、次のような最高裁判決がある。

まず、最判平成16年4月20日家月56巻10号48頁・金法1711号32頁⁽⁸⁾は、遺産に貯金があり、その法定相続人が5人である場合において、法定相続人の1人（Y）が、A金融機関から、自己の法定相続分を超えて遺産に含まれる預金の全額の払戻しを受けたところ、他の法定相続人（X）が原告となり、Yを被告として、相続によって分割して承継した自己の法定相続分にかかる貯金相当額の不法行為にもとづく損害賠償または不当利得の返還を求めて訴えを提起した事案について、その訴えは家事審判事項である遺産分割を求めるものであるとして却下した原判決を破棄し、原審に差し戻した。その理由は、「相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではないと解される（…）。したがって、共同相続人の1人

(6) 山下・前掲注(4)43頁も参照。

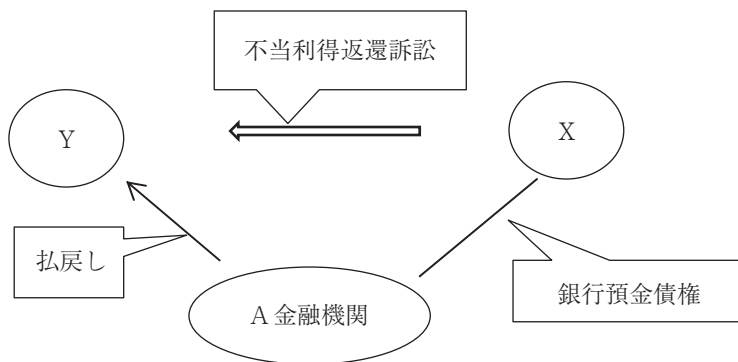
(7) 山下・前掲注(4)49頁。

(8) 判例解説として、例えば、山田誠一・ジュリスト1291号86頁、影浦直人・判例タイムズ1184号128頁がある。また、本判決については、山田誠一「預金者の死亡による相続と金融機関がする預金の払戻し」『預金債権の消滅等に係る問題（金融法務研究会報告書（19））』36－37頁も参照。

が、相続財産中の可分債権につき、法律上の権限なく自己の債権となった分以外の債権を行使した場合には、当該権利行使は、当該債権を取得した他の共同相続人の財産に対する侵害となるから、その侵害を受けた共同相続人は、その侵害をした共同相続人に対して不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めることができるものというべきである」というものである。

続けて、最判平成16年10月26日金法1739号49頁⁽⁹⁾は、遺産に普通預金があり、その法定相続人が2人(XおよびY)である場合において、法定相続人の1人(Y)が、A金融機関から、自己の法定相続分を超えて遺産に含まれる普通預金の全額の払戻しを受けたところ、他の法定相続人(X)が原告となり、Yを被告として、相続によって分割して承継した自己の法定相続分にかかる預金債権に相当する額の損失が生じたとして、不当利得の返還を求めて訴えを提起した事案について、普通預金の預入先であるA金融機関に過失があり、A金融機関によるXの法定相続分にかかる預金のYへの払戻しは、民法478条の債権の準占有者に対する弁済として有効ではないとのYの主張を、信義則に反し許されないとして、請求を認容した(【図1】参照)。本判決が、Yの主張は信義則に反し許されないと判断した理由は、「(1) Yは、A金融機関からX相続分の預金について自ら受領権限があるものとして払戻しを受けておきながら、Xから提起された本件訴訟において、一転して、A金融機関に過失があるとして、自らが受けた上記払戻しが無効であるなどと主張するに至ったものであること、(2) 仮に、Yが、A金融機関がした上記払戻しの民法478条の弁済としての有効性を争って、Xの本訴請求の棄却を求めることができるとすると、Xは、A金融機関が上記払戻しをするに当たり善意無過失であったか否かという、自らが関与していない問題についての判断をした上で

【図1】最判平成16年10月26日の事案



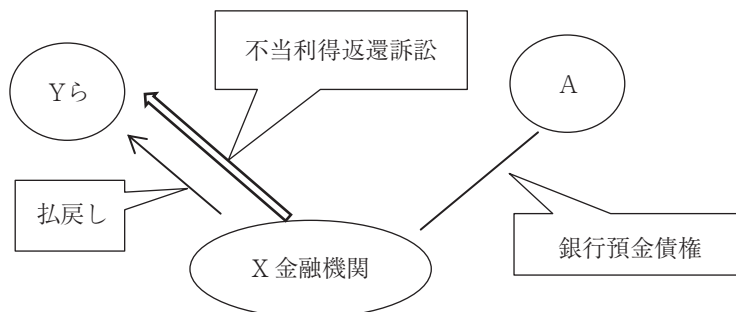
(9) 判例解説として、例えば、小野秀誠・金融法務事情1748号7頁、和根崎直樹・判例タイムズ1215号70頁がある。

訴訟の相手方を選択しなければならないということになるが、何ら非のない X が Y との関係でこのような訴訟上の負担を受忍しなければならない理由はないことなどの諸点にかんがみると、Y が上記のような主張をして X の本訴請求を争うことは、信義誠実の原則に反し許されないものというべきである」というものである。

本判決は、預金者が、無権限で預金の払戻しを受けた者に対して、払戻しを受けた金銭相当額の不当利得返還請求をした場合において、無権限で払戻しを受けた者は、自己が受けた払戻しについて、民法 478 条は適用されず、したがって、預金者には損失がないと主張することは、信義則に反して許されないという判断を示したものである。

これらとは別に、金融機関と、無権限で預金の払戻しを受けた者との間の法律関係が問題となった。最判平成 17 年 7 月 11 日金法 1759 号 59 頁⁽¹⁰⁾は、遺産に預金があり、法定相続人が 3 人 (Y ら (2 人) および A) である場合において、法定相続人のうちの 2 人 (Y ら) が、X 金融機関から、法定相続分を超えて遺産に含まれる普通預金の全額の払戻しを受けたところ、X 金融機関が原告となり、払戻しを受けた Y らを被告として、A の法定相続分にかかる預金の払戻しにより、X 金融機関に損失が生じたとして、不当利得返還を求めて訴えを提起した事案について、A の法定相続分に係る預金について A に払戻しをしていないものの、X 金融機関には損失があると判断して、X 金融機関の請求を認容した (【図 2】参照)。その際、本判決は、「X 金融機関は、本件払戻しをしたことにより、本件預金のうち A の法定相続分に相当する金員の損失を被ったことは明らかである。そして、本件払戻しにより Y らが A の法定相続分に相当する金員を利得したこと、Y らの利得については法律上の原因が存在しないこともまた明らかである。したがって、X 金融機関は、Y らに対し、本件払戻しをした時点において、本件預金のうち A の法定相続分に相当する金員について、Y らに対する不当利得返還請求権

【図 2】最判平成 17 年 7 月 11 日の事案



(10) 判例解説として、例えば、中舎寛樹・金融法務事情 1780 号 7 頁、森田淳・判例タイムズ 1245 号 60 頁がある。

を取得したものである」との判断を示している。

本判決は、金融機関が、無権限で預金の払戻しを受けた者に対して、払戻しを受けた金銭相当額の不当利得返還請求をした場合において、金融機関に払戻しをした金員の損失があり、無権限で払戻しを受けた者に払戻しを受けた金員の利得があり、その利得には法律上の原因がないと判断したものである。本判決と、前掲・最判平成16年10月26日によれば、無権限で預金の払戻しを受けた者は、預金者に対して不当利得返還義務を負うとともに、金融機関に対しても不当利得返還義務を負うことになるが、その一方に対して、不当利得返還をした場合には、返還した額について、他方の不当利得返還義務も消滅するとの解決が図られるべきである。

(3) ATM (CD) を使用した預金の払戻し (預金者保護法成立まで)

ATM (CD) を使用した預金者の払戻しについては、預金者保護法成立前は、カード規定および民法478条によって解決が図られていた。この点については、次のような最高裁判決がある。

最判平成5年7月19日判時1489号111頁⁽¹¹⁾は、真正なキャッシュカードと正しい暗証番号を用いて払戻しが行われたところ、預金者が原告となり、金融機関を被告として、預金の払戻しを求めて訴えを提起した事案について、銀行による暗証番号の管理が不十分であったなどの特段の事情がない限り、銀行は、現金自動支払機 (CD) によりキャッシュカードと暗証番号を確認して預金の払戻しをした場合には、責任を負わない旨の免責約款により免責されるとの見解にもとづき、原告の請求を棄却したというものである。

(11) 本判決は、「銀行の設置した現金自動支払機を利用して預金者以外の者が預金の払戻しを受けたとしても、銀行が預金者に交付していた真正なキャッシュカードが使用され、正しい暗証番号が入力されていた場合には、銀行による暗証番号の管理が不十分であったなど特段の事情がない限り、銀行は、現金自動支払機によりキャッシュカードと暗証番号を確認して預金の払戻しをした場合には責任を負わない旨の免責約款により免責されるものと解するのが相当である」とする。判例解説として、例えば、野村豊弘・金融法務事情1369号9頁、川田悦男・金融法務事情1379号4頁がある。

その後、最判平成15年4月8日民集57巻4号337頁⁽¹²⁾は、盗取された真正な通帳と正しい暗証番号を用いて、ATMにより払戻しが行なわれたところ、預金者が原告となり、金融機関を被告として、預金の払戻しを求めて訴えを提起した事案について、無権限者のした機械払いの方法による預金の払戻しについて、民法478条の適用があるとし、そのうえで、債権の準占有者に対する機械払いの方法による預金の払戻しにつき銀行が無過失であるというためには、機械払いシステムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたことを要するとの見解を示したうえで、通帳による機械払いを採用していた旨をカード規定等に規定せず、預金者に対する明示を怠った点に、無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたとはいえないと判断し、原告の請求を認容した。なお、被告の普通預金規定等には、通帳を用い、ATMを利用してする預金の払戻しについて、被告を免責する規定がなかった。機械払いの方法による預金の払戻しに、民法478条を適用する見解を明らかにした点、および、金融機関が設けるシステムに着目して、金融機関には、無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務が課せられているとする見解を明らかにした点に、本判決の意義がある。後者の見解からは、副印鑑のある通帳を廃止または回収するという注意義務が金融機関に課せられているという判断にもつながり得るものと思われる。

さらに、預金者保護法が施行される3年前である平成15年3月、盗難キャッシュカードを用いてATMにより払戻しが行なわれた後、預金者である原告が、金融機関を被告として、預金の払戻しを求めて訴えが提起された事案についての東京高判平成20年3月17日金法1836

(12) 本判決は、まず、「無権限者のした機械払の方法による預金の払戻しについても、民法478条の適用があるものと解すべきであり、これが非対面のものであることをもって同条の適用を否定すべきではない」とし、続けて、「債権の準占有者に対する機械払の方法による預金の払戻しにつき銀行が無過失であるというためには、払戻しの際に機械が正しく作動したことだけでなく、銀行において、預金者による暗証番号等の管理に遺漏がないようにさせるため当該機械払の方法により預金の払戻しが受けられる旨を預金者に明示すること等を含め、機械払システムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたことを要するというべきである」とし、そのうえで、「無権限者による払戻しを排除するためには、預金者に対し暗証番号、通帳等が機械払に用いられるものであることを認識させ、その管理を十分に行わせる必要があることにかんがみると、通帳機械払のシステムを採用する銀行がシステムの設置管理について注意義務を尽くしたというためには、通帳機械払の方法により払戻しを受けられる旨を預金規定等に規定して預金者に明示することを要するというべきである」とする。判例解説として、松並重雄・最高裁判所判例解説民事篇平成15年度223頁、河上正二・ジュリスト1269号73頁、同・民法判例百選Ⅱ（第6版）78頁、中舎寛樹・金融法務事情1684号11頁などがある。

号 54 頁⁽¹³⁾がある。本件訴訟において、被告は、被告のキャッシュカード規定⁽¹⁴⁾の免責規定の適用を主張し、これに対して原告は、機械払いのシステムの構築自体に過失があると主張した（原告が主張したシステム構築の過失は、4桁の暗証番号であること、および、払戻限度額と異常取引検知システムの不存在である）。本判決は、機械払いのシステムの構築には過失はないと判断し、キャッシュカード規定の免責規定の適用を認め、原告の請求を棄却した。

(4) 預金者保護法⁽¹⁵⁾

預金者保護法3条⁽¹⁶⁾は、キャッシュカードによるATMからの払戻しには、民法478条を適用しないとするとともに、真正なキャッシュカードを用いて行なうATMからの払戻しはその限りではないとする。すなわち、偽造キャッシュカードによるATMからの払戻しには、民法478条が適用されないこととともに、ATMからの払戻しの際に用いられたキャッシュカードが真正なものであることの主張立証責任は、民法478条の適用を主張する者が負う旨を明らかにした。したがって、一般には、民法478条にもとづく預金債権の消滅を主張する金融機関が、ATMからの払戻しの際に用いられたキャッシュカードが真正であることを立証しなければならず、その立証に成功しない場合は、偽造キャッシュカードが用いられたことが推定され、478条の適用を受ける可能性を失うことになる。

(13) 本判決は、「被控訴人（被告）が本件払戻し当時採用していた機械払（ATM）システムの構築自体に過失（暗証番号に係る過失、ATMの払戻限度額の設定に係る過失、異常取引検知システムに係る過失）があったという控訴人（原告）の主張はいずれも理由がなく、同システムが本件免責規定の効力を否定しなければならないほど安全性を欠くものということはできない」とする。

(14) 平成15年3月当時のカード規定〔試案〕は、次のようなものであった。「10（暗証番号等）(1)（略）(2) 当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責めに帰すべき事由がなかったことを当行で確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。」（『法律基礎コース別冊 預金等各種規定集（2005.4）』・前掲注（3）77頁参照）

(15) 本法律およびその立案過程については、例えば、山田誠一「偽造キャッシュカード、または、盗難キャッシュカードを用いたATMからの払戻し」『最近の預金口座取引をめぐる諸問題』（金融法務研究会報告書（12））63 - 68頁を参照。

(16) 預金者保護法3条は、「カード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等に関する民法の特例」との見出しのもとで、「民法第478条の規定は、カード等その他これに類似するものを用いて行われる機械式預貯金払戻し及び機械式金銭借入れ（以下「機械式預貯金払戻し等」という。）については、適用しない。ただし、真正カード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等については、この限りでない。」と定めている。

そのうえで、預金者保護法4条1項⁽¹⁷⁾は、①預金者の故意により偽造キャッシュカードを用いたATMからの預金の払戻しが行なわれた場合、または、②(i)金融機関が預金の払戻しについて善意無過失であり、(ii)預金者の重大な過失により偽造キャッシュカードを用いたATMからの預金の払戻しが行なわれた場合には、払戻しに効力が認められるとする。したがって、これら以外の場合、すなわち、①預金者に故意も重過失もない場合、または、②金融機関に過失がある場合(預金者に故意がある場合を除く)には、払戻しに効力が認められないこととなる。

これに対して、同法5条⁽¹⁸⁾は、盗難キャッシュカードによる預金の払戻しについて定めている。ここには、同法3条のような規定はなく、したがって、民法478条の適用がある。しかし、民法478条が定める要件をみだし、債権が消滅し、金融機関が免責される場合であって、

-
- (17) 預金者保護法4条は、「偽造カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻し等の効力」との見出しのもとで、その1項が、「偽造カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻しは、当該機械式預貯金払戻しに係る預貯金等契約を締結している預貯金者の故意により当該機械式預貯金払戻しが行われたものであるとき又は当該預貯金等契約を締結している金融機関が当該機械式預貯金払戻しについて善意でかつ過失がない場合であって当該預貯金者の重大な過失により当該機械式預貯金払戻しが行われることとなったときに限り、その効力を有する」と定めている。
- (18) 預金者保護法5条は、「盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻し等の額に相当する金額の補てん等」の見出しのもとで、1項が、「預貯金者は、自らの預貯金等契約に係る真正カード等が盗取されたと認める場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該預貯金等契約を締結している金融機関に対し、当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻しの額に相当する金額の補てんを求めることができる」と定め、その1号は「当該真正カード等が盗取されたと認められた後、速やかに、当該金融機関に対し盗取された旨の通知を行ったこと」であり、その2号は、「当該金融機関の求めに応じ、遅滞なく、当該盗取が行われるに至った事情その他の当該盗取に関する状況について十分な説明を行ったこと」であり、その3号は、「当該金融機関に対し、捜査機関に対して当該盗取に係る届出を提出していることを申し出たことその他当該盗取が行われたことが推測される事実として内閣府令で定めるものを示したこと」である。同条2項は、「前項の規定による補てんの求めを受けた金融機関は、当該補てんの求めに係る機械式預貯金払戻しが盗難カード等を用いて行われた不正なものでないこと又は当該機械式預貯金払戻しが当該補てんの求めをした預貯金者の故意により行われたことを証明した場合を除き、当該補てんの求めをした預貯金者に対して、当該機械式預貯金払戻しの額に相当する金額(基準日以後において行われた当該機械式預貯金払戻しの額に相当する金額に限る。以下「補てん対象額」という。)の補てんを行わなければならない。ただし、当該金融機関が、当該機械式預貯金払戻しが盗難カード等を用いて不正に行われたことについて善意でかつ過失がないこと及び当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の過失(重大な過失を除く。)により行われたことを証明した場合は、その補てんを行わなければならない金額は、補てん対象額の四分の三に相当する金額とする」と定め、同条3項は、「第1項の規定による補てんの求めを受けた金融機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを証明した場合には、当該補てんの求めをした預貯金者に対して、補てんを行うことを要しない」と定め、その1号は、「当該補てんの求めに係る機械式預貯金払戻しが盗難カード等を用いて不正に行われたことについて金融機関が善意でかつ過失がないこと及び次のいずれかに該当すること。イ 当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の重大な過失により行われたこと。ロ 当該機械式預貯金払戻しが当該預貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人又は家事使用人によって行われたこと。ハ 当該預貯金者が、第一項第二号に規定する金融機関に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと」であり、その2号は、「当該盗難カード等に係る盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随して行われたこと」である。

一定の要件（預金者による、①盗取されたことの速やかな通知、②遅滞のない盗取に関する状況の十分な説明、および、③盗取が行なわれたことを推測される事実の呈示）をみたす場合には、預金者は金融機関に対して、払戻しの額等の補てんを請求することができるとする⁽¹⁹⁾。預金者が金融機関に対して補てんを請求することができる場合の一部は、損失額の4分の3の補てんを請求することができるとし、その4分の1は預金者が自ら負担すべきとし、それ以外は、損失額の全額の補てんを請求することができるとする。規律は、以下の【表】で示すとおりである。預金者が無過失であれば、金融機関が無過失であっても、預金者は、金融機関に対して、全額の補てんを請求することができる点、および、預金者に過失があっても重過失でなければ、金融機関が無過失であっても、損失額の4分の3の金額の補てんを請求することができる点を指摘することができる⁽²⁰⁾。

このような預金者保護法5条が適用された事案がある。東京地判平成22年12月28日金法1924号113頁⁽²¹⁾は、盗難キャッシュカードを用いたATMによる払戻しが行なわれたところ、預金者が原告となり、金融機関を被告として、払戻額と同額の補てんを請求して訴えを提起した事案について、金融機関は善意無過失であり、預金者には過失があるとして、同法5条2項ただし書にもとづき、損失額の4分の3について、原告の請求を一部認容した。金融機関

【表】 預金者保護法5条の規律（預金者が、同条1項各号が定める通知・説明・呈示をした場合）

		金融機関の態様	
		善意無過失でない場合	善意無過失の場合
預金者の態様	故意	預金者負担 [2項本文で除かれた場合]	
	重過失	金融機関負担 [2項本文]	預金者負担 [3項1号口]
	過失（重過失を除く）		預金者が1/4を、金融機関が3/4を負担する [2項ただし書]
	無過失	金融機関負担 [2項本文]	

(19) 預金者保護法5条は、無権限者への払戻しに効力がなく、したがって、預金債権が消滅していないことを前提として、預金の払戻請求をすることができるとはせずに、無権限者への払戻しに効力があり、預金債権が消滅していることを前提として、預金払戻しの額に相当する額（全額、または、その4分の3に相当する金額）の補てん請求をすることができるとして、預金者の保護を図る点に、法律構成上の特色がある。

(20) なお、現在のキャッシュカード規定には、偽造カードによる払戻し、および、盗難カードによる払戻しについて、預金者保護法の規定と同一の内容が定められている。また、現在の普通預金規定等には、盗難通帳による払戻しがあった場合について、預金者保護法の盗難キャッシュカードによる払戻しについての規定に準じて、預金者は、金融機関に対して、払戻し額等の補てんを請求することができる旨と定められている。

(21) 本判決の判例解説として、新井剛・ジュリスト1449号108頁がある。また、山田誠一「I預金・為替概観」金融法務事情1953号5頁に、本判決の短い紹介がある。

が善意無過失であったことについては、具体的な事実にもとづいた認定が行なわれてはいない（「上記認定事実によれば、本件払戻が無権限者により不正に行われたことについて、被告が善意かつ無過失であったことが認められる」とするが、本件払戻しに関する被告金融機関の事情については、具体的な事実は認定されていないように思われる）。これに対して、原告に過失があったことについては、「原告は、深夜飲酒の上、ATM 近くに見知らぬホステスを伴い、その視野の中において暗証番号の入力を行い、しかも、引き下ろした金をすぐ横にいるホステスに示したことが認められ、暗証番号を盗み見られたり知られたりすることのないようにする注意を怠り、暗証番号を適正に管理する注意義務に違反した過失があるものと認められる」と判断した。預金者の過失の内容として、暗証番号の適正な管理が含まれるという考え方を示すものである。

3 権限のない者が行なう振込

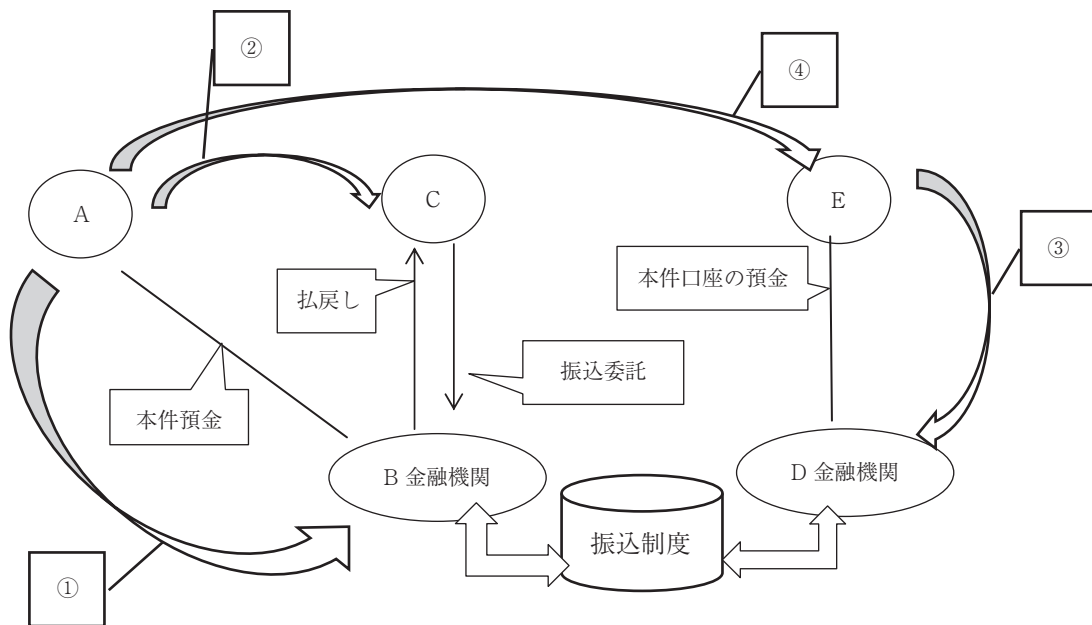
(1) 検討の対象と順序

問題となるのは、権限のない者が預金を払い戻し、その払戻金を振込資金として行なわれる振込である。この問題は、2段階の構造を持つものと考えられる。

まず、第1段階は、AがB金融機関に預金（本件預金）をしていて、本件預金について払戻権限のないCが、本件預金を払い戻し、その払戻金を振込資金として、B金融機関を仕向銀行、D金融機関を被仕向銀行、D金融機関に普通預金口座（本件口座）を開設しているEを受取人として、振込委託（本件振込）が行なわれ、本件口座に、本件振込にかかる入金記帳が行なわれたという段階である。このとき、①Aは、Cが払戻しを受けた本件預金について、B金融機関に対して払戻しを請求することができるか、②Aは、Cに対して、Cが払戻しを受けた本件預金相当額について、不法行為にもとづく損害賠償または不当利得の返還を請求することができるか、③受取人Eは、被仕向銀行D金融機関に対して、本件振込により入金記帳された金額相当額について、預金の払戻請求をすることができるか、④Aは、受取人Eに対して、本件振込により入金記帳された金額相当額について、不当利得の返還を請求することができるかが問題になるように思われる（【図3】参照）。

次に、第2段階は、第1段階を前提として、本件口座の預金について払戻権限のないFが、本件口座の預金を払い戻したというものである。このとき、⑤Eは、Fが払戻しを受けた本件口座の預金について、D金融機関に対して払戻しを請求することができるか、⑥Eは、Fに対して、Fが払戻しを受けた本件口座の預金相当額について、不法行為にもとづく損害賠償または不当利得の返還を請求することができるか、⑦Cは、Fが払戻しを受けた本件口座の

【図3】 第1段階における法律関係

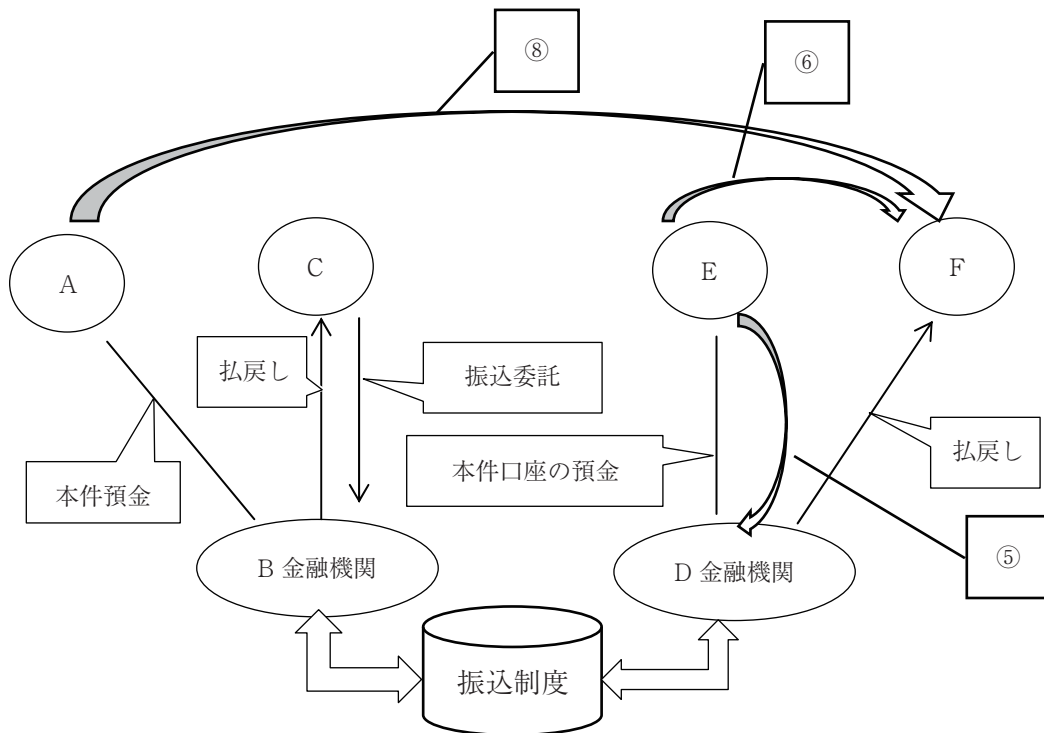


預金相当額について、不当利得の返還を請求することができるか、⑧ A は、F が払戻しを受けた本件口座の預金相当額について、不当利得の返還を請求することができるかが問題として考えられる。しかし、C は無権限で本件預金の払戻しをした者であることから、その後、自ら権利行使をすることは実際上考えにくく、したがって、⑦は現実化しないと考えられるため、このうち、⑤と⑥と⑧が問題になるように思われる（【図4】参照）。

このうち、第1段階における法律関係のなかの①の問題について、下級審判決例があり、また、第2段階における法律関係のなかの⑤の問題について、最高裁判決がある。そこで、以下では、それらを検討したうえで、最後に、権限のない者が預金を払い戻し、その払戻金を振込資金として行なわれる振込⁽²²⁾について、全体として、どのような視点から問題を検討すべき

(22) 権限のない者のする振込としては、権限のない者が預金を払い戻し、その払戻金を用いてする振込とは別に、振込をする権限が与えられていない者 A が、B から与えられた振込をする権限にもとづくとして、振込委託をする場合を考えることができるように思われる。この場合において、A が用意した振込資金にもとづいて、A が仕向銀行との間で振込委託契約を締結したときは、B こと A がした振込として、その効力が問題になることはないように思われる。これに対して、同じ場合であっても、A は振込資金を用意せず、仕向銀行がその資金を融通することとして、A が仕向銀行との間で振込委託契約を締結したときは、その契約のうち、振込委託の部分と振込資金を融通する部分に分けて、振込資金を融通する部分は無権代理となるが、振込委託の部分は、B こと A によるものとして、振込の効力には問題がないと考えるか、振込委託の部分と振込資金を融通する部分を分けず一体として考え、全体として、無権代理であり、振込の効力にも影響が生じ得ると考えるかについては、なお検討を要するよう思われる。

【図4】 第2段階における法律関係



かについて、簡単に述べることにしたい。

(2) インターネットバンキングにおける権限のない者がした振込操作

大阪地判平成 19 年 4 月 12 日金法 1807 号 42 頁は、インターネットバンキングにおいて、権限のない者が不正に振込操作を行なった事案において、預金者が原告となり、預金を預け入れている金融機関を被告として、預金の払戻しを求めた事案について、被告のインターネットバンキング取引の約款にもとづき、被告の免責を認め、原告の請求を棄却した。本判決は、権限のない者の振込操作において、正しい契約者番号、および、正しい暗証番号が用いられていて、被告には契約者番号および暗証番号等の管理が不十分であったという事情がないことを、被告を免責する理由としている。すなわち、本判決は、「銀行の設置した、契約者番号、暗証番号等により本人確認を行うインターネットバンキング・システムを利用して、預金者以外の者が、当該預金から振込手続を行ったとしても、銀行が交付した契約者番号が使用され、正しい暗証番号等が入力されていた場合には、銀行による契約者番号及び暗証番号等の管理が不十分であったとなどの特段の事情がない限り、銀行は、入力された契約者番号及び暗証番号等と

システムのデータベースに登録されている当該預金者の契約者番号、暗証番号等を確認して現金の振込を実行した以上、銀行に「責めがある場合」にはあたらぬと解すべきである（最高裁平成5年7月19日裁判集民事169号255頁参照）」との判断をした。

本判決は、預金の払戻しと振込委託とを分けず一体として把握し、そのうえで、キャッシュカードを用いてするATM（CD）からの預金の払戻しについての前掲・最判平成5年7月19日が示した見解にもとづいて、本件事案を解決したものと位置づけることができる。しかし、前述（2（4））のとおり、無権限者がキャッシュカードを用いてするATM（CD）からの預金の払戻しについては、現在、預金者保護法により規律され、前掲・最判平成5年7月19日が示した見解による解決とは異なったものとなっている⁽²³⁾。したがって、本判決の解決が、現在もなお妥当なものであるというべきどうかは、検討を要するように思われる⁽²⁴⁾。

（3） 権限のない者が窓口で預金を払い戻し、その払戻金を振込資金として行なわれる振込

前掲・最判平成20年10月10日⁽²⁵⁾は、振込依頼人と受取人との間に、振込の原因となる法律関係がない場合、前掲・最判平成8年4月26日と同じく、受取人の被仕向銀行に対する預金債権は成立するとしたうえで、例外的に、受取人の被仕向銀行に対する預金の払戻請求については、それを認めることが著しく正義に反するような特段の事情がある場合には、権利の濫用にあたるとしても、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているという

(23) 既に指摘したとおり（注20）、現在のキャッシュカード規定には、偽造カードによる払戻し、および、盗難カードによる払戻しについて、預金者保護法の規定と同一の内容が定められている。

(24) この点について、「全銀協は、預金者保護法の施行後の会員銀行の取組みを踏まえ、個人の顧客を対象に、平成20年2月19日、「預金等の不正な払戻しへの対応について」の申し合わせを行い、盗難通帳やインターネット・バンキングによる預金等の不正な払戻しについて、銀行に過失がない場合でも顧客自身の責任によらずに遭った被害については、補償を行うこととした」（一般社団法人全国銀行協会「金融犯罪の被害防止等に向けた銀行界の取組みと課題（平成26年3月）」26頁参照）。

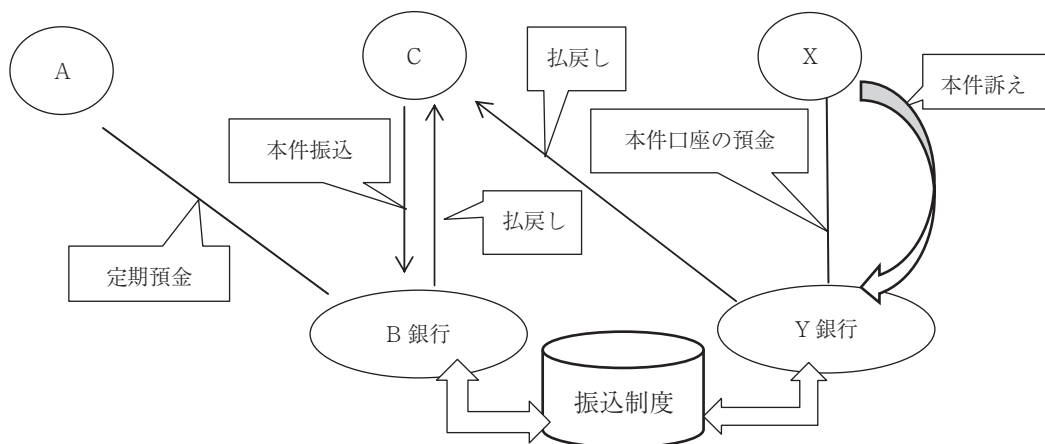
(25) 本判決は、「振込依頼人から受取人として指定された者（以下「受取人」という。）の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人において銀行に対し上記金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当であり（最高裁平成（…）8年4月26日第2小法廷判決・民集50巻5号1267頁参照）、上記法律関係が存在しないために受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負う場合であっても、受取人が上記普通預金債権を有する以上、その行使が不当利得返還義務の履行手段としてのものなどに限定される理由はないというべきである。そうすると、受取人の普通預金口座への振込みを依頼した振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合において、受取人が当該振込みに係る預金の払戻しを請求することについては、払戻しを受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であって、詐欺罪等の犯行の一環を成す場合であるなど、これを認めることが著しく正義に反するような特段の事情があるときは、権利の濫用に当たるとしても、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは、権利の濫用に当たるといふことはできないものというべきである」とした。判例解説として、石丸将利・最高裁判所判例解説民事篇平成20年度489頁、中田裕康・金融法務事情1876号15頁、浅生重機・金融法務事情1867号21頁などがあり、また、原判決の判例解説として、森田宏樹・金融法務事情1844号7頁、浅生重機・金融法務事情1867号21頁などがある。

だけでは、権利の濫用にあたるということとはできないとの見解を明らかにした。そのうえで、本判決は、本件事案において、受取人が被仕向銀行に対して、原因となる法律関係のない振込にかかる預金の払戻しを請求することは、権利の濫用にあたるということとはできないと判断した。

本件事案を簡略にすると次のようなものである。AがB銀行甲支店に預けている定期預金を、権限のない者C（複数人であるが、Cとのみ表記する）は盗難通帳を用いて解約を行ないそのうえで払戻しを求め、B銀行がCに払戻しを行ない、Cはその払戻金（約1,100万円）を振込資金として、B銀行を仕向銀行とし、被仕向銀行であるY銀行乙支店のXの普通預金口座（本件口座）への振込を委託した（本件振込）。その後、Cは、Y銀行から、本件口座の預金について、盗難通帳を用いて、権限なく払戻しをした。なお、AとXは夫婦であり、Aの定期預金通帳とXの普通預金通帳は、同一の盗難事件で盗み出されたものである。Xが原告となり、Y銀行を被告として、本件口座の預金の払戻しを求めて本件訴訟を提起した（【図5】参照）。被告Y銀行は、Xの払戻請求は権利の濫用であるなどと主張して争った。

原審判決は、Xの請求を棄却した。理由は、①本件振込により、XはY銀行に対して、預金債権を取得した、②Xには、本件振込による利得を保持する法律上の原因を欠き、振込者または最終損失者に対して利得を返還すべきであり、Xは利得を返還すべきものとして保持することができるにとどまり、特段の事情のないかぎり、預金債権の行使は、返還義務の履行に必要な範囲にとどまり、自己への払戻請求はできないという考え方を示し、さらに、③Y銀行がCに払戻しをしたため、Xには利得はなく、仮にY銀行がCへの払戻しについて過失があったとしても利得がないことは変わらないため、Xが最終損失者に対して負う返還義務は消

【図5】 最判平成20年10月10日の事案



減したというものである。

これに対して、本判決は、原判決を破棄し、原審に事件を差し戻した。本判決は、原審判決の理由の②について、「受取人の普通預金口座への振込みを依頼した振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合において、受取人が当該振込みに係る預金の払戻しを請求することについては、(…)これを認めることが著しく正義に反するような特段の事情があるときは、権利の濫用に当たるとしても、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは、権利の濫用に当たるといえることはできないものと言ふべきである」とし、そのうえで、Y銀行のCに対する弁済が、債権の準占有者に対する弁済として有効であるか等について更に審理を尽くさせるために、原審に事件を差し戻したものである。

本判決は、上記・最判平成8年4月26日の見解を前提として、例外的に、払戻請求が権利濫用にあたりできない場合があり、権利濫用に当たる例（払戻しを受けることが当該振込に係る金員を不正に取得するための行為であって、詐欺罪等の犯行の一環を成す場合）を示しつつ、それとともに、さらに、権利濫用に当たらない例（受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているだけの場合）を示したものである。

それとともに、本件事案は、権限のない者が預金を払い戻し、その払戻金を用いてする振込の事案であるため、本判決が、権限のない者が預金を払い戻し、その払戻金を用いてする振込について、どのような考え方に立つものであるかが問題となる。

第1に、本判決は、Cがした被仕向銀行Y銀行、受取人Xとする振込委託については、振込の原因となる法律関係が存在しないものとして理解していて、したがって、振込委託はCにその効力が帰属するものであって、Cがした無権限の振込委託（Aにその効力を帰属させようとするもの）ではないと理解しているように思われる。仮に、Cがした無権限の振込委託として理解する場合には、その場合も振込の効力には問題がないとする解決はあり得るように考えられるが、それは、振込の原因となる法律関係が存在しないものとは区別して、検討が行なわれるべきであると考えられるからである。

第2に、本判決は、Cがした振込委託により受取人Xは、被仕向銀行に対して、振込金相当額の預金債権を取得し、その行使を認めることが著しく正義に反するような特段の事情がある場合を除き、行使をすることができるとしつつ（前述（1）の問題の構造のうち、第1段階における法律関係の③にあたる）、Xは、振込依頼人に対して不当利得返還義務を負うと判断している。ここで、振込依頼人として、Aを想定しているのか、Cを想定しているのかは明らかではない。Aを想定しているのであれば、同じく前述した問題の構造のうち、第1段階における法律関係の④について、積極的解決が図られることになる。

第3に、本判決は、受取人Xから被仕向銀行Y銀行に対する振込金相当額の預金の払戻請求について、Y銀行のCに対する弁済が、債権の準占有者への弁済として有効であれば、預金債権が消滅することになると理解しているように思われる。本件では、Y銀行のCに対する弁済は、盗難通帳を用いた権限のない者への預金の払戻しにあたるように思われ、そうであれば、仮に、Y銀行のCへの弁済が、債権の準占有者への弁済として有効であるとしても、普通預金規定にもとづき、Y銀行はXに対して補てん義務を負う可能性がある。これは、前述(1)の問題の構造のうち、第2段階における法律関係の⑤にあたる。

(4) 検討—権限のない者が預金を払い戻し、その払戻金を用いてする振込

ここまでの検討にもとづいて、権限のない者が預金を払い戻し、その払戻金を振込資金として行なわれる振込をめぐる法律関係は、次のようなものと考えられる。

前述(1)の問題の構造の第1段階は、AがB金融機関に預金(本件預金)をしていて、本件預金について払戻権限のないCが、本件預金を払い戻し、その払戻金を振込資金として、B金融機関を仕向銀行、D金融機関を被仕向銀行、D金融機関に普通預金口座(本件口座)を開設しているEを受取人として、振込委託(本件振込)が行なわれ、本件口座に、本件振込にかかる入金記帳が行なわれたというものであった。このとき、①Aは、Cが払戻しを受けた本件預金について、B金融機関に対して払戻しを請求することができるかについては、民法478条、預金者保護法、および、普通預金規定等にもとづいて解決が図られることになる。したがって、預金の払戻請求ができない場合であっても、Cが払戻しを受けた金員相当額の補てん請求をすることができることがある。②Aは、Cに対して、Cが払戻しを受けた本件預金相当額について、不法行為にもとづく損害賠償または不当利得の返還を請求することができるかについては、2(2)で検討したとおり、それぞれの要件を充足する限り、請求することができる。①において、Aが補てんを受けた場合は、補てんを受けた額について、損害賠償を請求することはできず(損益相殺ではないか)、また、不当利得返還を請求することはできない(損失の消滅となるのではないか)。③受取人Eは、被仕向銀行D金融機関に対して、本件振込により入金記帳された金額相当額について、預金の払戻請求をすることができるかについては、前掲・最判平成20年10月10日のとおりであり、原則として、Eは、預金の払戻請求をすることができる。しかし、①において、Aが補てんを受けた場合においても、Eが預金の

払戻請求をすることができるとしてよいかは、なお検討を要するようと思われる⁽²⁶⁾。④ Aは、受取人 E に対して、本件振込により入金記帳された金額相当額について、不当利得の返還を請求することができるかについては、振込依頼人を A であるとするならば、A は E に対して、不当利得の返還請求をすることはできる（ここでも、①において、A が補てんを受けた場合は、補てんを受けた額については、不当利得の返還請求をすることはできない）が、振込依頼人を C であるとするならば、A は E に対して、不当利得の返還請求（直接の請求）をすることはできないように思われる（C の E に対する不当利得返還請求権を、A が債権者代位権にもとづき、代位行使することが考えられる）。

続けて、第 2 段階は、第 1 段階を前提として、本件口座の預金について払戻権限のない F が、本件口座の預金を払い戻したというものであった。このとき、⑤ E は、F が払戻しを受けた本件口座の預金について、D 金融機関に対して払戻しを請求することができるかについては、民法 478 条、預金者保護法、および、普通預金規定等にもとづいて解決が図られることになる。したがって、預金の払戻請求ができない場合であっても、F が払戻しを受けた金員相当額の補てん請求をすることができることがある。⑥ E は、F に対して、F が払戻しを受けた本件口座の預金相当額について、不法行為にもとづく損害賠償または不当利得の返還を請求することができるかについては、②と同じく、**2（2）**で検討したとおり、それぞれの要件を充足する限り、請求することができる。⑥において、補てんを受けた場合は、補てんを受けた額について、損害賠償を請求することはできず、不当利得返還を請求することはできない（この点も、②と同じ）。⑧ A は、F が払戻しを受けた本件口座の預金相当額について、不当利得の返還を請求することができるかについては、振込依頼人を A であるとするか、C であるとするかにかかわらず、A は F に対して、不当利得の返還請求（直接の請求）をすることはできないように思われる。

(26) 経済的には、振込資金と、被仕向銀行における振込金相当額の預金とは、同一のものが形を変えたものとも理解することができるため、一方で、A に振込資金相当額が補てんされ、他方で、E が預金として払戻しをすることができるというのは、果たして適切な解決かという問題意識である。しかし、この点については、最判平成 12 年 3 月 9 日金法 1586 号 96 頁（判例解説として、例えば、山田誠一・金融法務事情 1588 号 7 頁参照）を手がかりにして考えることができるようにも思われ、振込制度においては、一方で、A に振込資金相当額が補てんされ、他方で、E が預金として払戻しをすることができるという解決が生ずることを許容しているとも考えられる。